第38号議案

令和5年12月19日

- 地力独立行政法人仲宗川宗立汭阮懱悟笑約臧貝及ひ非吊刬臧貝寺に関する汎耒規則の一部以止 - 新旧刈忠衣(	奈川県立病院機構契約職員及び非常勤職員等に関する就業規則の一部改正 新旧対照表 (	<b>申奈川県立病院機構契約職員及び非常勤職員等に関する就業規則の一部改正 新旧対照表(案)</b>
---	---	--

地方独立行政法人神奈川県立病院機構契約職員及び非常勤職員等に関する就業規則の一語	部改正 新旧対照表(案)	本部事務局人事部
新	旧	改正理由等
(略)	(略)	
(有給休暇)	(有給休暇)	[ /# 10 /Z ]
第 12 条 (略)	第 12 条 (略)	【第 12 条】 ・年次休暇の付与日を
2 年次休暇は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める日数の休暇と		歴年 管理 から 年 声 管理
し、就業規則第51条第4項 <u>及び第5項、第51条の2並びに第51条の3</u>	し、就業規則第51条 <u>第4項から第6項及び第51条の3まで</u> の規定を準	とする改正
の規定を準用する。	用する。	
(略)	(略)	
<u>附 則</u>		
<u>(施行期日)</u>		
1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。		
		【改正附則第2項】
2 この規則の施行の際現に改正前の地方独立行政法人神奈川県立病院機 # 初か聯島 みなばば常期聯島 悠に関する 計業 担別第19条条第 9 項 フは第 21		・改正前の規定に基づき付与した年次休暇の
構契約職員及び非常勤職員等に関する就業規則第12条条第2項又は第31条第2項の担実により仕与された矢次は関は、仕与日から2年以内に関り		繰越に関する経過措
条第2項の規定により付与された年次休暇は、付与日から2年以内に限り 場の越せてよびできる		置に関する規定
<u>繰り越すことができる。</u>		